

評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

21 追跡調査計画

意見所の概要	見解
<p>21-01</p> <p>・予測不可能な項目は、すべて追跡調査となっている。何が不確実な要素による予測困難な評価項目であるのか。計画の熟度達成で何が評価残りであるか、明確な記載がない。</p> <p>21-02</p> <p>・追跡調査計画での調査項目が不十分である。特に「大気、水質」を調査するとあいまいな表現として、その具体的項目が示されていないのは問題である。ベンゼン、ダイオキシン類、CO₂などはどうするのか。</p>	<p>追跡調査計画の調査項目については、ご指摘を踏まえ、評価書の第3編・第3章「追跡調査計画」においてより具体的に記載いたします。</p>

意見所の概要	見解
<p>21-03</p> <p>・本当に今の万博計画を実行しても環境は保全されるのか。今後、計画の熟度にともない、追跡調査すべきである。</p>	
<p>21-04</p> <p>・p1044(大気)、p1081(騒音)、p1113(振動)、場外駐車場の計画熟度に対応し、追跡調査を行うこととした、としているが、その具体的な位置、量を明らかにして渋滞問題とともに大気、騒音等について明確な環境影響評価をすべきである。事業を前提とした追跡調査でOKというわけにはいかない。</p>	<p>博覧会事業は、道路事業等と異なり、事業の進展に伴い計画の熟度が徐々に高まっていくものであり、また、周辺駐車場など利害関係者との調整によっては、会期直前まで位置が特定できないこともある等、事業の過程で様々な詳細計画の変更を伴うという特性を持っております。</p> <p>したがって、博覧会事業に関する環境影響評価については、要領においても、その特性を踏まえた上で、環境影響評価法にはない手続きとして、評価書の公告・縦覧の後も、調査、予測、評価を行う追跡調査を定めているものと理解しております。</p>
<p>21-05</p> <p>・ Gondolaやグローバルループ、駐車場もアセスが必要である。熟度や追跡調査で済ますことは許されない。旧通産省アセス要領に従っているからという理由ではアセスの精神から逸脱している。</p>	<p>今回、計画の一部において具体化が十分図られていないために、予測の不確実性が伴うものについては、計画の熟度が高まった段階で、きちんとした予測評価とそれに基づく十分な環境保全措置を講じていくこととしているものであり、評価をせずに事業を実施するということはありません。なお、そのような評価の結果、著しい環境影響があると判断された場合は、事業計画の変更も含めた適切な対応を講ずることは言うまでもありません。</p>
<p>21-06</p> <p>・会場周辺に設置予定の7ヶ所の自家用車臨時駐車場について、追跡計画によるアセスではなく、当初からのアセスメントとして実施すべきである。</p>	
<p>21-07</p> <p>・大幅に修正した今回の基本計画に、今後の計画熟度の進展に伴い「追跡調査」をすることのだが、環境影響評価の再実施を行う必要がある。 (他に同趣旨3件)</p>	
<p>21-08</p> <p>・ Gondola・こいの池での水上催事・夜間の照明などはしっかりした環境影響評価をすべきである。</p>	
<p>21-09</p> <p>・ヘリコプターによる騒音は「会場(会場地区、p550、青少年公園地区等、p1080)には設置しないこととしていることから、環境への影響は回避できるものと考えられる」と、言葉だけの評価となっているが、会場の近くどこかに設置することは間違いなさそうである。騒音による付近住民への影響はもちろん、飛行コース、飛行頻度等がオオタカ、ハチクマ等の忌避行動を引き起こす恐れがあり、十分な環境影響評価が必要であり、追跡調査(p1081)だけでよとするわけにはいかない。(他に同趣旨1件)</p>	

意見所の概要	見解
<p>21-10</p> <p>・ Gondola設置のような大きな環境影響を与えるものが「計画熟度」が低いため環境影響評価ができず、追跡調査ですませようというのは環境影響評価の理念から許されない。(他に同趣旨 57 件)</p>	<p>海上地区と青少年公園地区とを連絡する Gondola については、来場者の地区間移動を円滑に行うとともに地区間シャトルバスの走行台数を縮減できることから、基本計画においてその導入を明らかにしたものです。</p> <p>現在、自然環境への影響をできる限り小さくするための支柱設置場所や周辺住民の方々に配慮したルート・構造等について、所要事業費も含め検討を行っている段階です。</p> <p>今後は、ルート等についての周辺住民への説明等を行いつつ計画の熟度を高めていきたいと考えておりますが、環境保全上の事柄については、追跡調査の前に公表予定の評価書においてより具体的な対応について記述してまいります。</p> <p>なお、計画熟度のさらなる進展を図る中で必要な事柄については追跡調査で、環境影響の予測・評価を行ってまいります。</p>
<p>21-11</p> <p>・ 追跡調査の結果、影響が明らかになった場合は、計画の変更、中止もふくめた対策をとって下さい。(他に同趣旨 6 件)</p> <p>21-12</p> <p>・ 追跡調査の結果に対する具体的な数値目標(リミット)を事前に提示し、それに達した場合には工事・供用を中止してその原因を除去するという対応をするべきである。</p> <p>21-13</p> <p>・ 多くの重要問題が追跡調査に先送りされている。工事の既成事実化ではないというなら、具体的問題点が出てきた場合に、計画変更あるいは万博会場として青少年公園を使用しない場合もあることなどを明記すべきである。(他に同趣旨 1 件)</p> <p>21-14</p> <p>・ 追跡調査計画で実施理由が「状況を把握するため」だけ(p1486)となっているが、「状況を把握し、必要、適切な対策を講じる」ことを追加すべきである。(他に同趣旨 1 件)</p>	<p>追跡調査の結果、著しい影響があるとされた場合については、事業計画の変更も含めた適切な対策を講ずることとしております。</p>

意見所の概要	見解
<p>21-15</p> <p>・追跡調査結果の公表方法には「報告書を作成する」「報告書を作成した場合はすみやかに公表する」とされているが、すみやかに公表して「県民意見を聞き、必要に応じて対応する」ことを追加すべきである。 (他に同趣旨1件)</p>	<p>要領にあるとおり、住民等の意見があった場合にはこれに配慮して、環境保全のための措置を新たに講ずるなど適切な対応について検討いたします。</p>
<p>21-16</p> <p>・工事車両による周辺住民への環境影響等のモニターを住民側にゆだねる考えはないか。県民参加の精神に則ったことだと思う。</p>	<p>工事中の環境影響等のモニタリングについては、事業者において実施し、結果については適宜公表してまいります。</p>
<p>21-17</p> <p>・追跡調査計画(p955)について、地下水の調査結果は、個人所有井戸の被害状況は当然、井戸所有者ごとに通知すべきである。名古屋環状2号線北東部では、すでにそうした実績がある。</p>	<p>個人所有の井戸の調査結果について影響が認められた場合等は、井戸所有者に通知いたします。</p>
<p>21-18</p> <p>・上之山町3丁目の南側にゴンドラが来るのは納得できない。</p> <p>21-19</p> <p>・ゴンドラ設置に反対である。住民合意なしにゴンドラの計画を一方的に進めないでほしい。 (他に同趣旨2件)</p> <p>21-20</p> <p>・ゴンドラで運べる人数は限られているのに造る必要はあるのか。今後の使い道がないようなものはいらない。</p>	<p>ゴンドラの輸送能力は、機器の仕様により異なりますが、シャトルバスに換算すると概ね40～50台/時に相当します。このため、シャトルバス交通量の削減による周辺環境への配慮とともに海上地区と青少年公園地区間の移動に娯楽性をもたせるためのゴンドラの計画を進めております。</p> <p>また、ルート付近の住民の方には、計画の進捗状況を踏まえて説明会を行い、ご理解を戴きたいと考えています。ゴンドラは博覧会終了後撤去いたしますが可能な限り他地区での再利用をあわせて検討する予定であります。</p>
<p>21-21</p> <p>・ゴンドラによる騒音・振動・精神的苦痛などの予測・評価と、運用期間の予測オーバー・事故等について協会と県の誰が責任を取るのかを評価書に載せるべきである。(他に同趣旨1件)</p>	<p>ゴンドラについては、その計画の熟度が高まりに応じて環境影響の評価・予測を適切に実施することとしております。また事故等が起こらないように最大限の努力をしてまいります。</p>

意見所の概要	見解
<p>21-22</p> <p>・植生が多様な地域を通過するゴンドラを追加調査で済ませることは無理がある。ゴンドラでない手段で青少年地区と海上地区を結ぶ「歩道」などは考えられないか。(他に同趣旨1件)</p>	<p>青少年公園地区と海上地区間は、約2kmの距離があり途中高低差もかなりあるため、この間における大量かつ多様な観客の方の輸送手段としてゴンドラ等の輸送機関は必要であると考えております。</p>
<p>21-23</p> <p>・ゴンドラにより住民に予測以上の負荷がかかった場合、感謝料を払うと評価書に載せるべき。</p>	<p>住民の方々には、環境負荷が大きくかからない方法で検討したいと考えておりますので、感謝料を払うことは考えておりません。</p>
<p>21-24</p> <p>・ルリボシヤンマ、コオイムシ、オグマサナエの生息確認地である菖蒲池について、今後も調査を継続してほしい。</p>	<p>菖蒲池については、今後もモニタリング調査の対象としておりますので、調査を継続実施し、確認された生息種を随時記録してまいります。</p>
<p>21-25</p> <p>・準備書への意見書に対する見解で「絶滅のおそれのある新たな動物種については、必要に応じて追跡調査等」(p201)とあるが、追跡調査計画では青少年公園地区だけ「注目すべき魚類」があり(p1491)、ホトケドジョウが新たに発見された(p793)海上地区にはない(p1489)。</p>	<p>海上地区のホトケドジョウの生息地は、基本計画において直接改変及び水辺環境の変化は回避していることから、追跡調査計画の項目には入っておりません。</p>
<p>21-26</p> <p>・特に生態系の反応について事後検証を行うこと。</p>	<p>生態系に関する事後検証は、追跡調査で実施してまいります。</p>
<p>21-27</p> <p>・準備書への意見書に対する見解でベンゼンについては追加調査を行い(p190)とあるが、追跡調査計画では触れていない。現地調査を追加したベンゼンの継続調査と予測・評価をすべきである。</p>	<p>ベンゼンについては、予測・評価に当たったの知見が乏しいためその実施は困難と考えておりますが、モニタリング調査は行っていく予定です。</p>